

旭川市立啓明小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和5年4月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、また、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものです。未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。そのため、教育委員会及び学校が、法に基づくいじめの認知をちゅうちょすることなく行うなど、いじめへの対応を徹底することはもとより、全ての市民が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していじめの防止等に取り組むことが必要です。

本校においても、「啓明小学校いじめ防止基本方針」を基に教職員がいじめに対する理解を深め、いじめ対策組織を中心とした組織的対応を進めるとともに、「いじめをしない・させない・許さない」意識の醸成を図ってきました。また、対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置したり、「報告窓口」や「集約担当」を配置したりするなど、より実効的ないじめ問題の解決に努めているところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、子どもや教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

今後も、保護者・地域の皆さんとより一層手を携え、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境を整え、子どもたちが毎日笑顔で登校することができるよう、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」、（仮称）旭川市いじめ防止条例等を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を見直し修正したものを策定すると共に、学校いじめ対策組織の構成を変更して設置し、いじめ防止に向けた組織的な取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

【令和4年度の本校のいじめの実態】

- 認知件数 34件
- 「嫌な思い」の態様
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・物を隠されたり、とられたりする など
- 解消件数 26件 ※8件については、いじめの行為は止んでいるがその状況が相当の期間継続していないため
- 児童アンケート（肯定的な回答をした割合）※令和4年度の目標（指標）の達成状況
 - ・「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」 97.8%
 - ・「啓明っ子のきまりを守り、人に迷惑をかけていない」 93.2%

【令和5年度の目標（指標）】

- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」回答児童100%
- 「啓明っ子のきまりを守り、人に迷惑をかけていない」 回答児童100%

2 児童が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

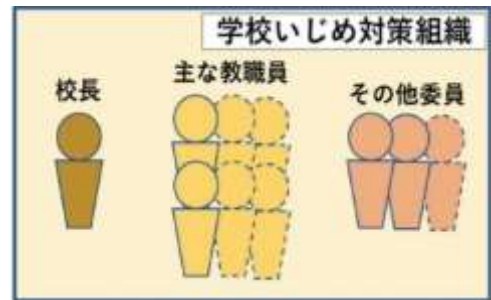
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 同じ中学校区の東光中学校と千代田小学校と連携し、いじめ防止標語コンクールやいじめ防止宣言などの活動を充実します。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 組織の更なる機能化

①いじめ対策組織

- ・構成員は、校長、主な教員（教頭、生徒指導部長（主幹教諭）、学年主任、養護教諭）、その他の委員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者、警察経験者、学校運営協議会委員、児童の代表）です。



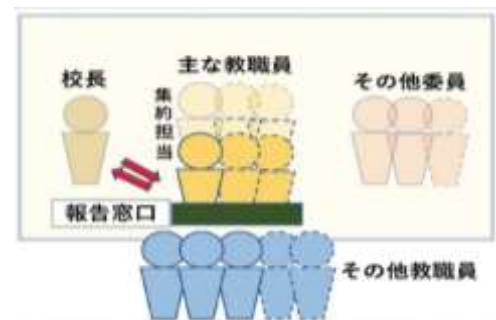
②いじめ対策チーム

- ・機動性を持たせる為、組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。構成員は、管理職や生徒指導部長、学年主任、養護教諭などです。
- ・生徒指導部長を「推進リーダー」と位置づけ、教職員からのいじめ事案（疑いを含む）の報告窓口や対処プランの策定及び実行など、校内のいじめ対策を中心となって担います。また、未然防止から事後対応、警察等との連携なども行います。



③報告窓口

- ・いじめ事案（疑いを含む）を把握した場合の報告窓口は生徒指導部長、教頭です。



④集約担当

- ・最終的に、教頭が集約担当として情報を整理し、校長に報告します。

⑤関係者との連携

- ・個々の事案への対処については、関係の深い教職員を対策チームに追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受けて対応します。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容の検討等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加して取組を推進します。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ・いじめの未然防止の為、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見の為、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処の為、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進めます。また、入学式やPTA総会等、様々な機会を捉えていじめの定義や本校の取組を説明するなどして家庭・地域との連携・協働を推進します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育『9年間の人権教育プログラム』を通して、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ① 日常の観察や触れ合い活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、児童の困り感やストレスを把握するための定期的なストレスチェック、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

保護者の役割

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べたりするようになる。

【夕（下校後）】

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

＜Ｈ２６文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用＞

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

6 いじめへの対処

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた児童を注視し、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

（３）いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を醸成します。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮します。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促していきます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。また、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

○いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

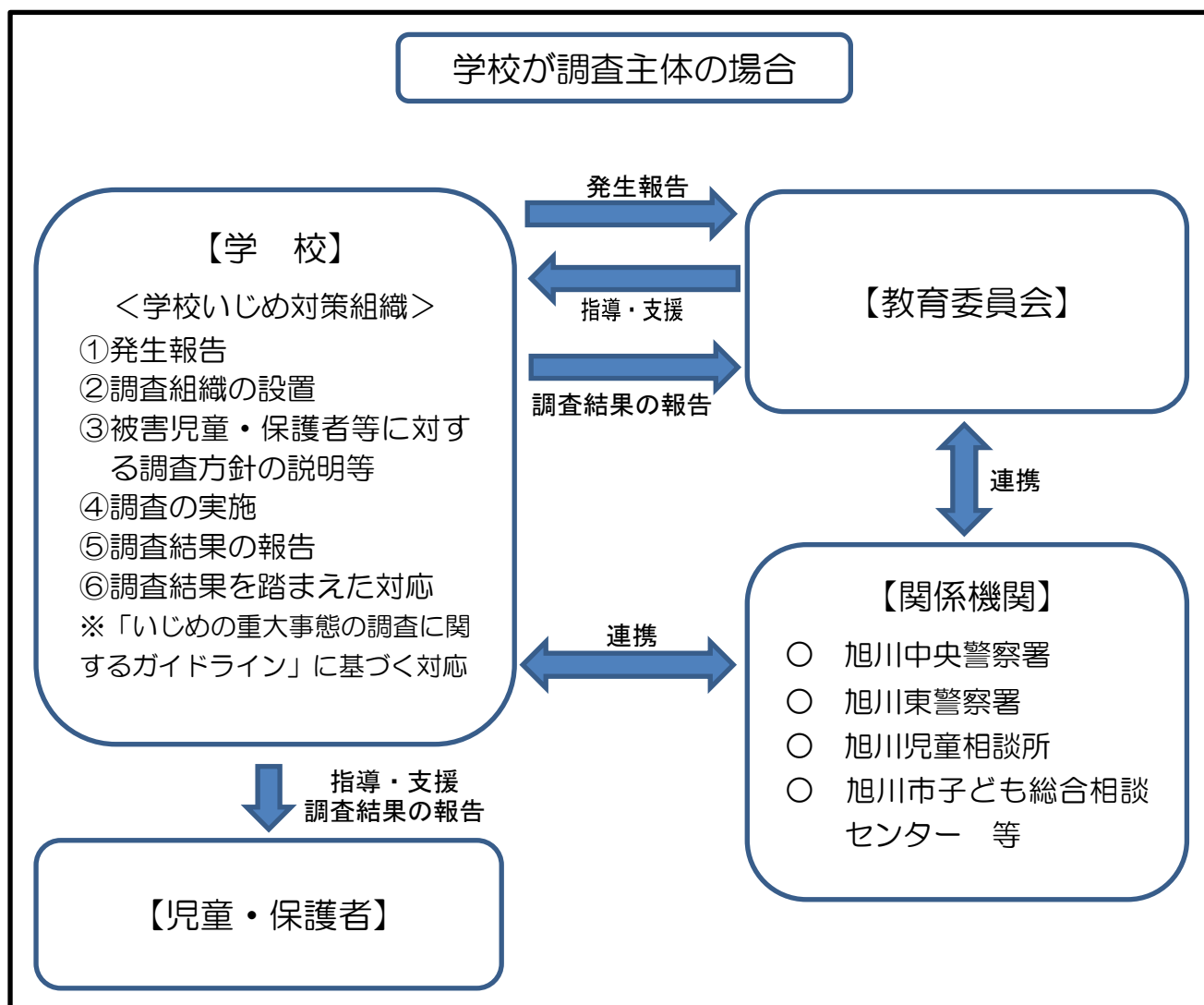
○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「旭川市重大事態対応マニュアル（仮称）」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- 被害児童や保護者に寄り添う専属の担当者を配置します。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。
- 加害児童の内省を図るなど、再発防止に向けた計画的な指導を行います。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

- 関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
 - いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
 - 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

※詳細は次ページ参照

- 思いやりの心を育む道德科授業の全学年での実施と公開
- 生命（いのち）の安全教育やSNSの適切な利用に係る学習の全学年での実施
- いじめ以外の課題に係る児童の困り感等を把握するためのストレスチェックの実施
- いじめ対策に係る教職員の専門性向上に向けた校内研修の実施

学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童，保護者への説明内容検討 ・学校ホームページでの公開 ・組織の役割，事案への対処マニュアル等の確認・共通理解	○学校いじめ防止対策組織会議 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
	○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ・生徒指導事例研 ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方		
	○学校ネットパトロール ※通年で実施する		○教育相談
児 童	○基本方針（児童版）策定 ・各学級での検討，周知	○教育相談	○いじめアンケート調査① ○ストレスチェックの実施
	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センター		○児童主体の未然防止の取組 ○「SNS のコミュニケーションについて考える」の学習（2，4，6 年）
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる協力要請	○保護者面談	○学校運営協議会
	○基本方針の HP 公開		

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ防止対策組織会議	○学校いじめ防止対策組織会議 ○市主催「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ○校内研修～生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児 童	○生活・学習 Act サミットへの参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センター	○生活・学習 Act サミットを受けた取組の実施	
家 庭 ・ 地 域	○道徳授業の全校公開(参観日) ○1 学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者への参加呼びかけ	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○児童との教育相談	○学校いじめ防止対策組織会議
児童	○児童が主体となった未然防止の取組 ○「生命（いのち）の安全教育」の学習（1，3，5年）	○いじめアンケート調査② ○ストレスチェックの実施	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センター
家庭・地域			○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○児童との教育相談	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童		○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェックの実施 ○情報モラル教室の実施（2年に1度，中・高学年）	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センター
家庭・地域		○情報モラル教室の実施（2年に1度，中・高学年）への参加 ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	

1 2 学校の取組の周知

学校は、自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり、学校便りに記載し配布したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明します。

1 3 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、教育委員会が作成する、学校いじめ防止基本方針＜策定の指針＞の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 学校いじめ対策組織を中心に、PDCA サイクルにより、計画的に点検・見直しを図ります。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

啓明小 いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で少年団の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 少年団を休み始め、急に少年団を辞めたいなどと言出す。…………… | [|] |
| ☐ 少年団の話題を避ける。…………… | [|] |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

- ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
東光中学校に配置しているS・Cが来ます。